

青森県報

第三千八十九号

平成二十一年
五月二十七日
(水曜日)

目次

告示

道路の区域の変更……………(道路課)…一
 道路の供用の開始……………(出納課)…二
 証紙売りさばき人の業務の廃止の届出……………(出納課)…二

公告

開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課)…二
 選挙管理委員会

図面 番号	道路 種類	路線名	変更の 区間		変更の 前後別		敷地の 幅員	敷地の 延長	備考
1	県道	松木平撫牛 子停車場線	後	前	後	前	八・五〇メートルから 一・〇〇メートルまで	二四・五〇メートル	
2	県道	黒石停車場 線	後	前	後	前	一〇・〇〇メートルから 一・〇〇メートルまで	七三・六〇メートル	
3	国道	三三三九号	後	前	後	前	二六・〇〇メートルから 二・〇〇メートルまで	一一三・〇〇メートル	
			後	前	後	前	二九・八〇メートルから 二・八〇メートルまで	九〇三・七〇メートル	
			後	前	後	前	二九・八〇メートルから 二・八〇メートルまで	九〇五・九〇メートル	

告示

青森県告示第三百七十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十一年六月二十六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………(事務局)…二
 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………(同)…三
 政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………(同)…三
 政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出……………(同)…四

青森県告示第三百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から平成二十一年六月二十六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 黒石停車場線	黒石市一番町四〇の一から 黒石市一番町四〇の一まで	平成三・五・二七
国道 三三九号	北津軽郡鶴田町大字鶴田字相原七二の四から 北津軽郡鶴田町大字鶴田字大泉二七七の四まで	"

青森県告示第三百七十二号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成二十一年四月三十日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成二十一年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び氏名
八戸市白銀三丁目四の一
佐々木 力

公

告

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成二十一年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（丁区）に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上北郡六ヶ所村大字倉内字芋ヶ崎六四四の一、六四四の三、六四四の四、六四八の二、六四九の一、六五四の二、六五五の七、六五六の四及び六六四の一の一部（第一丁区）	上北郡六ヶ所村大字倉内字芋ヶ崎一一五農事組合法人 吹越台地飼料生産利用組合

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第二十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十一年五月二十七日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党青森県青森市第一支部	高橋 修一	荒谷 省吾	青森市港町二の一〇の三一	平成三・四・六

政党以外の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者 氏名	会計責任 者氏名	主たる事務所の所在地	届出 年月日
須藤良美後援会	横田 幸穂	佐藤 光男	三戸郡新郷村大字戸来 字金ヶ沢尻四四の六	平成 三・四・六
一昇会	成田 實	今野 俊則	弘前市大字代官町七九 の三	三・四・二〇

青森県選挙管理委員会告示第二十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項後段の規定により告示する。

平成二十一年五月二十七日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第九号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出 年月日
自由民主党八戸市支部	会計責任者	秋山 恭寛	大館 恒夫	平成 三・四・一
自由民主党倉石支部	主たる事務所の所在地	三戸郡五戸町大字倉石中市字浦田三九	三戸郡五戸町大字倉石沢字石沢四九	三・四・一〇
代表者	代表者	竹洞 信一	赤坂 周一	
主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	三戸郡三戸町大字斗内字清水田一四	三戸郡三戸町大字斗内字中堤九の一	三・四・一六

政党以外の政治団体

政治団体の名称

全国社会福祉政治連盟青森県支部

代表者 前田 保

新

代表者 良原 せつ

旧

代表者 森山 隆雄

代表者 関 精吉

代表者 森山 隆雄

代表者 相馬 寛人

代表者 瑞雲会

代表者 新山 智

代表者 一郷 誠

代表者 大島理森倉石村後援会

代表者 三戸郡五戸町大字倉石中市字浦田三九

代表者 竹洞 信一

代表者 藤川友信後援会

代表者 八戸市大字石手洗一字上石手洗三三の五

青森県選挙管理委員会告示第二十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十一年五月二十七日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体

古川秀広後援会	政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
		平成二・三・三〇	平成二・四・二六

青森県選挙管理委員会告示第二十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十一年五月二十七日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

届出者の氏名 (公職の種類)	資金管理団 体の名称	異動事項	新	旧	届出 年月日
藤川 友信 (県議会議員)	藤川友信後 援会	主たる事 務所の所 在地	八戸市大字石 手洗字上石手 洗三三の一	八戸市大字常 番町五の一	平成 二・四・二六
斗賀 寿一 (東北町町長)	寿会	公職の種 類	東北町町長	県議会議員	三・四・三〇

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
号 青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町丁目番七七
号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭